

大津市がん対策推進条例（平成２８年条例第８号）
検証結果報告書

令和４年１０月

大津市議会

下記のとおり、大津市がん対策推進条例（平成28年条例第8号）の検証結果を報告します。

記

1 検証の目的

制定から6年余りが経過した当該条例について、現在の社会情勢等に即しているかなどを確認し、条例の実効性を高めていくため

2 検証の実施主体

教育厚生常任委員会

3 検証の実施手法

執行部が認識する当該条例の課題、条例に基づく施策・事業等の実施状況・課題等を確認の上、条例改正や運用改善の必要性などを協議

4 検証結果

次ページ以降の「検証結果」のとおり

検 証 結 果

1 条例改正の必要性について

社会情勢や施策・事業の実効性等を検証した結果、本条例は、現在のところ、改正の必要はないものと判断しました。

2 運用の改善を図るべき事項について

条例に基づく施策・事業等を検証した結果、早急な対応を必要とする事項はないものと判断しました。

3 今後の運用における留意事項について

条例の目的を達成するために、下記の事項については、一層の強化や今後の検討が必要と判断しましたので、留意事項として報告します。

(1) 条例に規定する「事業者の役割」を果たすための支援について

これまでから、事業者に対する啓発等を着実に行っていただいていると認識していますが、今後の課題として、より効果的な支援の検討が必要です。

特に、がんに罹患しても働き続けることができる環境づくりは、市民にとって非常に重要であり、個人に対する支援とあわせて、安心して働くことのできる事業所等を増やしていくための事業者への支援について検討いただきたいと思います。

(2) がんの早期発見の推進について

がんの早期発見を推進するためには、市民ががんについて考える機会を増やしていくことが効果的です。

「がんについて考える日」などに実施される講演やセミナー等の動画をアーカイブでも視聴可能にし、通年の取組とすることを検討いただきたいと思います。

(3) 在宅医療の充実について

がんに罹患しても生活の質を落とさないためには、在宅医療の充実が不可欠です。これまでから、その充実に向けて各種の取組を実施されていますが、訪問診療、訪問看護体制のさらなる充実を図るとともに、生活面を支えるために、訪問介護等の介護サービスの充実に向けて、事業所等との連携の強化を図っていただきたいと思います。

(4) 関係機関等との連携の強化について

がん対策を推進するためには、市や市議会も含め、各関係機関がそれぞれの役割を果たしながら効果的に連携することが不可欠であることから、がん対策の一層の推進のために、関係機関との連携のさらなる強化に努めていただきたいと思います。

(5) がんに関する啓発について

啓発の強化が、結果としてがん検診の受診率向上につながることから、がんの種類、症状、治療法や、「早期発見によってがんは治せる可能性は非常に高くなる」ことなどのより効果的な周知・啓発方法について、啓発チラシ等の内容を精査するなどの検討を望みます。

また、特に、働く世代やA Y A世代への啓発について、大津市医師会や大学等とも連携し、より一層の強化を図っていただきたいと思います。

(6) がん検診の受診率向上に向けた取組について

がん対策の推進に当たり、検診の受診率向上は最も重要であると言っても過言ではありません。様々な取組により成果が出ていますが、受診しやすい環境づくりにも注力するなど、受診率向上に向けて、大津市医師会等の協力も得ながら取組を強化していただきたいと思います。

(7) がん教育の推進について

がん教育は、がんに対する理解を深め、健康を守っていくために重要であるとともに、がんを学ぶことを通じて自分や他者の命の大切さを学ぶ機会とすることができま

す。「いのちの授業」等として位置づけ、外部講師を積極的に招くなど、がん教育のさらなる強化を検討していただきたいと思います。

(8) 地方独立行政法人市立大津市民病院における取組について

がん対策の推進のために、地域の医療機関として市立大津市民病院の果たすべき役割は大きいと考えます。

病院設置者として市立大津市民病院と連携し、今後、市立大津市民病院において、医療従事者等の育成支援や緩和ケア、がん検診など、がん対策に資する取組を積極的に実施していただくことを望みます。

(9) 市議会の役割について

市議会としての役割を果たすため、大津市医師会との意見交換などを含め、がん全般の動向の把握、各種ワクチンも含めた日進月歩のがんの治療等の情報の入手に引き続き努めていく必要があると考えます。